

宮津市監査委員公表第 94 号

地方自治法第 242 条第 9 項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表します。

令和 4 年 4 月 6 日

宮津市監査委員 中村明昌

同 星野和彦

記

1 勧告年月日 令和 2 年 12 月 18 日

2 勧告内容

市長は、栗田漁港の公共空地进行占有許可なく占有している建築物等について、国有地と民有地の境界が確定していない地区については京都府に対して同境界確定を促し、確定している地区については現地の調査、自治会及び関係地権者との協議、占有面積の確定測量を行い令和 4 年 3 月 31 日までに適切な措置を講ずること。

3 措置の状況

(1) 境界が確定していない地区（中津地区）の処置について

- ・公共空地の境界の確定権限は、京都府（京都府水産事務所）にあることから、次のとおり協議を行った。
- ・令和 3 年 1 月 13 日、6 月 11 日、11 月 30 日 協議
- ・令和 3 年 12 月 6 日付けで境界確定の協議開始の依頼（資料 1）
- ・令和 3 年 12 月 13 日付けで回答を受理（資料 2）

(2) 境界が確定している地区（小田宿野地区）の処置について

ア 現地調査

- ・令和 3 年 2 月 22 日から 3 月 22 日にかけて随時、現地踏査を行なった。

- ・対象箇所は、123 地先

イ 地元説明会

- ・令和3年1月22日、2月1日、4月9日 自治会長と打合せを行なった。
- ・(令和3年4月27日・28日に説明会を計画するもコロナ感染症拡大を受け延期)
- ・令和3年6月17日・18日 小田宿野公民館
- ・出席者は、延べ33世帯

ウ 聞き取り調査

- ・令和3年10月13日、16日、24日、11月2日、4日、5日
- ・対象者は、37世帯

エ 現状把握のまとめ

区 分	件数	面積
増築建物(軒先等含む)	16	131 m ²
土間コンクリート	16	253 m ²
家庭菜園	5	324 m ²
樹木	7	
庭(草花等)	9	
駐車場	3	31 m ²
資材置場	2	27 m ²
防犯灯	29(他民地4)	

- ・占用と推定される事案(以下、「占用事案」と表記)を上記のとおり確認した。
- ・占用は、地先所有者(賃貸借権利者を含む)によるものであった。
- ・増築建物の設置目的は、漁業用途とそれ以外がほぼ半々であった。設置当時は漁業用途であったが現在は漁業を廃業し物置としている事案も見受けられた。
- ・家庭菜園等の使用は、景観的な理由や、潮風の対策で行われたものが多数であった。また、土間コンクリートについては、管理の効率(雑草の繁茂を抑制など)を良くすることが目的であった。
- ・設置時期は、護岸整備完了後、しばらくして行ったものが多く、平成の初期の頃で10~20数年以上経過している。

オ 地域の主な意見等

- ・護岸工事の完了当時、基礎を固定させるような建築物の設置は駄目であるが、その他の使用は自由であるとの説明を受けた記憶がある。
- ・完成後年数が経過する中で、過去指導もなく、その間黙認されていた。確定していない中津のことを含めて、不公平がないようされたい。
- ・市が、雑草等の草刈管理をしっかりと対応すべきと強く要請する意見が多数あった。

(2) - 1 占用事案の処置

ア 占用の基本的考え方

- ・根拠法令：公共空地の占有については、漁港漁場整備法第 39 条の規定
占有料については、宮津市漁港管理条例第 11 条
減免については、宮津市漁港管理条例第 10 条第 3 項
- ・公共空地の管理を明確にする。そのため、占有の定義付けとして、「他者を排して独占的に自己のための用に供しているか否か」とした。

イ 懸案事項の検討

- ・増築建物については、基礎を設け土地に固定されているものであり、占有と判断する。
- ・公益性があるもの、漁業用途によるものについては、減免する。
- ・土間コンクリートについては、質の変更のみで独占的な使用にあたらないため、占有には該当しないと判断する。
- ・家庭菜園、樹木及び庭（草花等）については、独占的な使用か否か判別が困難な箇所が見受けられた。紛らわしいものや、除去・移転可能でその意向のある樹木・草花、鳥獣対策柵については、期限を設け撤去し更地にしていただくが、残存する事案について、占有と判断する。
- ・駐車場及び資材置場については、占有と判断するものの、令和 3 年 10 月、11 月の聞き取り時点で、これらによる占有事案は解消されている。

ウ 占有料の単価について

- ① 漁業目的以外の増築建物については、「小屋その他類するもの」を適用し、年額 1 m²あたり 100 円
- ② 駐車場や資材置場（今回は結果的に該当はないが）については、「素地のまま」を適用し、月額 1 m²あたり 400 円（年額換算 4,800 円）
- ③ 家庭菜園・樹木・庭（草花）については、
 - ・地先所有者による草花等の植え付けという行為により、同地先所有者が利益を得られるものではなく、仮に、家庭菜園・植栽木・草花について、原則どおり「素地のまま」を適用し、1 m²月額 400 円とすると、1 反当り年額換算 480 万円となり、高付加価値のある野菜・果物でないと割に合わなくなること、また、漁業目的以外の増築建物の占有料 1 m²年額 100 円と明らかにバランスを失すること。
 - ・公共空地について、雑草が繁茂しない状況を常に維持するためには、相当額の市の財政支出（草刈等の業務委託費）が必要になるところ、地先所有者の草花等の植え付けという行為により、上記市の財政支出が不要になること、すなわち、地先所有者による草花等の植え付け行為は、市に代わって公益的管理を担っていると評価できること。
 - ・京都府漁港管理条例や京丹後市漁港管理条例においては、素地のままの利用について月額 1 m²あたり 8 円と規定されており、1 m²月額 400 円とすると他府市との公平性の問題が生じること。

等に鑑み、その占用料は月額1㎡あたり8円（年額換算96円）とする。

エ 地元説明会その2

- ・（令和4年2月9日に説明会を計画するもコロナ感染症拡大等諸般の事情で延期した。）
- ・令和4年3月17日・18日 小田宿野公民館
- ・出席者は31世帯
- ・調査の結果を報告し、市の処置方針案を説明した。
- ・関係者から、①中津との不公平感、②5年遡及請求することに対する不満の2点が強く主張されている。

オ まとめ

- ・以上のことを踏まえ、24箇所（減免や行為についてはこの数に含んでいない。）について、占用と認定する予定である。
- ・なお、説明会その2において意見のあった2点については、丁寧に対応しつつ、占用の許認可及び占用料の徴収の事務を、令和4年6月末を目途に進めていきます。